

向精神薬に係る重複受診・重複投薬の適正化等に関する質問主意書

提出者 中谷一馬

## 向精神薬に係る重複受診・重複投薬の適正化等に関する質問主意書

横浜市港北区薬剤師会及び医師会（以下、「薬剤師会等」という。）より、一ヶ月に複数の医療機関において十を超える回数の受診を繰り返し、麻薬及び向精神薬取締法等により向精神薬に指定されたマイスリー錠（ゾルピデム酒石酸塩）の処方を求める患者がおり、当該患者について一般的に必要なとされる量をはるかに超える数量の薬剤が処方されていることについて、当該患者の健康や効率的な医療資源の活用の観点から問題があるとの指摘がされている。こうした向精神薬に係る不適正と疑われるような重複受診・重複投薬は、適正化されるべきであることから、以下質問する。

一 向精神薬に係る不適正と疑われるような重複受診・重複投薬は、薬物の不正入手につながっているのではないかと薬剤師会等から指摘されている。また、薬物の不正入手に際して、偽造され、又は変造された処方箋が用いられた事案もあつたとのことである。

1 こうした薬物の不正入手に関する事案について、薬剤師会等が地元の警察に相談をしているが、なか取締りが進まないとのことである。薬物の不正入手防止のため、医師会、薬剤師会、警察、地方厚生局麻薬取締部等の連携を強化する必要性をどのように考えているか、政府の見解を伺う。

2 向精神薬に係る不適正と疑われるような重複受診・重複投薬により入手された薬物が転売されているが、こうした転売行為が違法であるとの認識が社会で不足しているのではないかと指摘がある。これまでも薬物の不正な転売が違法であることの周知が実施されていることは承知しているが、フリマアプリの普及等により転売のハードルが下がっていることを踏まえ、違法薬物の譲渡だけでなく、適切に処方された薬剤であっても不正な転売は違法であり、刑罰を伴う可能性があることの一層の周知が必要なのではないか。政府の見解を伺う。

二 我が国における向精神薬の使用状況については、多剤併用・大量処方となっており、世界でもトップクラスの量が処方されているとの指摘がある。

1 我が国における向精神薬の処方量について、他国との比較において多いとの認識はあるか。政府の見解を伺う。

2 向精神薬の安易な処方や使用等の多剤併用・大量処方の要因となるような診療・投薬について、過去にどのような注意喚起等の対策を講じているのか、また、今後は、どのような対策を講じる考えでいるのか、政府の見解を伺う。

右質問する。